

国民経済計算の平成 14 年度確報・平成 13 年度確々報 及び 1980 年以降の遡及推計の公表について

平成 15 年 1 2 月 1 日
内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

趣旨

国民経済計算は、毎年 12 月に前年（度）の数値を「確報」として、また、前々年（度）の確報値も改定し「確々報」として公表している。本年、平成 14 年度確報・平成 13 年度確々報は、下記のスケジュールに従って公表する。また、93 S N A 基準に基づく遡及系列の推計（1980 年～1989 年）、推計方法の一部見直し（1990 年～2000 年）を行ったため、今回の平成 14 年度確報・平成 13 年度確々報に併せて遡及推計値を公表する。

改定の主なポイント

1. 1980 年代遡及推計

93 S N A 基準に基づく国民経済計算については、これまで 1990 年以降のみ（国内総支出系列は 1980 年以降を暫定推計）を公表してきた。今回、推計方法を更に改定し、1980 年から最新の公表値までを一貫した方式により推計し、公表する。

2. 国内総支出系列の四半期値（Q E）に関する変更事項

(1) 参考系列の正式系列への切り替え（1994 年 1-3 月期～）

昨年の Q E 新推計方法への移行に際して、1980 年 1-3 月期から 1999 年 10-12 月期は旧推計方式による四半期値を正式系列とし、新推計方式による四半期値は参考系列とした。今回、参考系列を遡及改定した四半期値を 1994 年 1-3 月期以降の正式な系列とする。

(2) 四半期分割方法の改定（1980 年 1-3 月期～1993 年 10-12 月期）

1980 年 1-3 月期から 1993 年 10-12 月期の四半期分割方法について可能な限り新推計方式を採用する。家計最終消費支出と民間企業設備は、1994 年以降に適用されている新推計方法に準じた方法に改める（1994 年以降は需要側推計値と供給側推計値を統合した四半期比率で分割。1993 年以前は需要側推計値の四半期比率で分割）。民間在庫品増加は、基礎資料の制約から旧推計方式による四半期分割

方法を適用する。

3. 1990年（度）以降の計数の遡及改定

改定前の推計方法について
改定後の推計方法について
勘定・計数への主な影響について
【 】内は「SNA推計手法解説書（暫定版）」のページ番号等

<生産・支出面の計数の改定>

(1) 中央政府・地方政府の雇主の社会負担の改定【p103、p111】

社会保障負担において、国家・地方公務員共済組合の長期経理（年金）に対応する中央・地方政府の雇主の社会負担には、

- (a) 政府が雇主の立場で負担しているもの
 - のほか、厚生年金や国民年金に対するのと同様、
 - (b) 社会保障制度の運営者の立場での負担（公経済負担）
 - (c) 恩給制度と共済制度を調整するための負担
- を含めていた。

公経済負担及び恩給制度と共済制度の調整のための負担(b・c)については、中央（地方）政府から社会保障基金への経常移転として取り扱う。

政府最終消費支出が減少、従ってGDPも減少する。また、雇用者報酬が減少。制度部門別所得支出勘定の諸計数も改定される。

(2) 電源開発株式会社の取扱の改定【p77、p158】

電源開発株式会社（SNAでは86年10月から民間非金融法人企業に分類している）は、法人企業統計（財務省）の調査対象外である。固定資本形成及び在庫品増加等の四半期パターンの推計の際、法人企業統計が民間非金融法人企業全体をカバーしているとみなして推計していた。

固定資本形成、固定資本減耗については、1987年4-6月期に遡って法人企業統計（年報または季報）に電源開発株式会社のデータを加えて推計する。在庫品増加、営業余剰（制度部門分割）については、2001年度確々報推計から電源開発株式会社のデータを加えて推計する。

名目GDP、実質GDP、制度部門別値等が改定される。

(3) 造幣局における在庫品増加の推計方法の改定

造幣局における金地金在庫は、すべて造幣局（＝公的企業）の在庫品増加額と

していたが、在庫を持たないとしていた貨幣回収準備資金（＝中央政府）に計上されるべき金地金在庫が存在した。また、金貨の製造費用を別途推計・加算し金地金（金貨）在庫品増加額としていたが、造幣局の仕掛品、製品在庫には製造費用が含まれていた。

金地金等の原材料在庫品を一般政府分と公的企業分に区分して在庫品増加額を推計する。造幣局における仕掛品、製品在庫は財産目録上の残高を製造費用を含む残高として推計する。

国内総支出系列のうち、公的在庫品増加額が改定される。政府最終消費支出が改定される。GDPが改定される。

(4) 公的在庫品増加の推計方法の改定【p21、p81】

在庫品増加の推計においては、まず民間、公的を合わせた総額を、コモディティー・フロー法による推計値にコモディティー・フロー法では捉えきれないため別途推計した公的の一部の品目を加算して求める。これから公的在庫品増加全体を差し引いて民間在庫品増加を算出している。今回、詳細な検討の結果、別途推計していた公的在庫品増加の品目にもコモディティー・フロー法で捉えられるものがあることが判明した。

コモディティー・フロー法で捉えきれない在庫品増加（日本労働研究機構・国際協力事業団等）は全て製品在庫の増加額に分類して別途推計する。それ以外の公的在庫品増加は、コモディティー・フロー法により推計した在庫品総額から形態別に差し引いて民間在庫品増加額を算出する。

国内総支出系列の在庫品増加が改定される。GDPが改定される。また、付表1の政府サービス生産者の在庫品増加額が改定される。

(5) 医療費（政府最終消費支出計上分）の推計方法の改定【昨年の遡及説明資料】

国民経済計算は「発生主義（＝支払い義務が生じた時点で記録する）」を採っているため、「現金主義（＝実際に支払が行われた時点で記録する）」に基づいて記載されている決算書の計数を発生主義に転換する必要がある。医療費には支払義務の発生から実際の支払までに1ヶ月のずれがあるとの仮定を置き、「基金統計月報」と「国民健康保険事業年報」の月別給付額を用いて推計していた（昨年の遡及改定で対応）。

現金主義から発生主義への転換方法をより詳細に検討し、各制度別に転換方法を見直して再推計する。また、転換する際に「労働者災害補償保険事業年報」の情報を併せて用いることとする。

政府最終消費支出と家計最終消費支出（医療サービス総額から政府最終消費支出を差し引いて求める）の四半期値・暦年値・年度値が改定され、名目GDP（四半期・年度）も改定される。ただし、名目GDPの暦年値は、医療サービス総額

の暦年値が変わらないため、変化しない。

< 分配面の計数の改定 >

(6) 源泉所得税の推計方法の改定【p111】

利子・配当等に対する源泉所得税額を各制度部門（民間非金融法人企業・民間金融機関・家計）に分割する際には、各制度部門が保有している金融資産残高の比率を用いていた。

金融資産額の比率による按分から、利子・配当等の受取額による按分に改定する。あわせて、課税ベースと制度部門との対応関係を実態に合うように見直した。

所得支出勘定における、各制度部門の所得に課される経常税が改定され、同勘定の可処分所得等の諸計数が改定される。ただし、源泉所得税の総額が変わらないため、一国経済の計数は変わらない。

(7) 雇用安定等給付金の取扱の改定【p112】

雇用保険三事業（雇用安定事業・能力開発事業・雇用福祉事業）は、社会保険制度であるため「社会保障基金」として取り扱っていた。従って、当該事業への助成金等は「社会保障給付」（社会保障基金から家計への資金フロー）として取り扱っていた。

雇用安定事業にかかる助成金のうちの一つである雇用安定等給付金は、企業に対して支払われる助成金であるため、これを社会保障基金から企業への経常移転（その他の経常移転）として取り扱い再推計する。

制度部門別の所得支出勘定の諸計数が改定される。ただし、一国経済の計数は変わらない。

(8) 旧公共企業体共済組合に拠出される雇主負担の改定【p103、p111】

旧公共企業体共済組合（NTT共済、JT共済、JR共済）は、平成9年4月の各厚生年金及び同基金への移行後、それ以前の退職者のみを対象とするようになったため、長期経理（年金）に雇主の社会負担は存在しない（平成9年度以前は存在）。しかし、国民年金、厚生年金等に対するのと同様、政府が社会保障制度の運営者の立場で負担しているもの（公経済負担）、各社が恩給制度と共済制度の調整のために負担しているもの等が存在し、これらを雇主の社会負担に含めて推計していた。

公経済負担については、中央政府から社会保障基金への経常移転、恩給制度との調整のための負担等については民間非金融法人企業から社会保障基金への経常移転として取り扱うよう変更する。

一国経済で見た雇用者報酬が減少するとともに、制度部門別で見た所得支出勘

定の諸計数も改定される。

(9)介護保険料の推計方法の改定【p103、p111】

介護保険には1号被保険者（65歳以上）と2号被保険者が存在する。国民経済計算ではその保険料を、市町村が直接徴収した額（1号被保険者分）と、社会保険診療報酬支払基金（国民健康保険・国家公務員共済組合等が2号被保険者から徴収した介護保険料を同基金に納付している）から市町村に交付した額（2号被保険者分）の合計値として取り扱っていた。しかし、社会保険診療報酬支払基金に国民健康保険から納付される納付金には、保険料のほか国庫負担が含まれている。

2号被保険者からの介護保険料を各医療保険・組合の事業報告書等をもとに再推計するとともに、あわせて基礎統計に立ち返った見直しを行う。

一国経済の雇用者報酬が減少するとともに、制度部門別で見た所得支出勘定の諸計数も改定される。

(10)船員保険料の推計方法の改定【p103、p111】

船員保険の保険料の総額は、船員保険の部門（疾病、年金、失業、その他）別保険料の合計値として推計される。これを雇主、雇用者に分割する際、保険料総額を船員保険制度における部門合計の雇主負担・雇用者負担比率で分割するとともに、年金部門、失業部門、その他部門については各部門の受取保険料の合計を各部門の雇主負担・雇用者負担比率で分割していた。疾病部門の雇主負担と雇用者負担はそれらの差額を計上していた。

疾病部門における雇主負担・雇用者負担比率を反映させるため、雇主負担と雇用者負担の分割を部門ごとに行い、その合計値を保険料総額の雇主負担、雇用者負担とする。

雇主負担額が変更になるため、一国経済の雇用者報酬が改定される。また、制度部門別で見た所得支出勘定の諸計数も改定される。

<資本調達・ストック面の計数の改定>

(11)土地の（純）購入の推計方法の改定【p118】

民間金融機関における土地の（純）購入の推計は、ストック推計より得られる土地資産額及び面積から単価を割戻し、これと土地面積増分を掛け合わせ、土地純購入額を推計している。その際、単価及び土地面積増分は総土地資産額及び総土地面積増分を用いて推計していた。

民間金融機関における単価及び土地面積増分を用途別（店舗用地、社宅等用地、その他）に推計する。また、その他の制度部門についても基礎統計の計数の見直

しを行う。

フローの制度部門別資本調達勘定の実物取引の項目である土地の（純）購入が改定されることにより、貯蓄投資差額も改定される。

(12) 資金循環統計の遡及改定等に伴う対応【p120】

日本銀行は平成 15 年 9 月に資金循環統計を遡及改定した。

金融勘定の計数を遡及改定された資金循環統計に対応した計数に改定する。なお、1988 年以前については資金循環統計が公表されていないため、別途入手した基礎資料をもとに、資金循環統計の作成方法を参考にしながら遡及推計を行う。

フローの金融取引表の各項目（資金過不足含む）が改定される。また、ストックの金融資産・負債残高が改定される。

<その他>

必要に応じ、推計方法の改定、明確化を行うとともに、基礎統計の詳細まで再調査の上、見直して計数を改定する。

・公表スケジュール

【別紙参照】

（以 上）